

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年四月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―二―七一

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二（俸給表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（専門行政職俸給表の適用範囲）</p> <p>第二条の二 専門行政職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。</p>	<p>（専門行政職俸給表の適用範囲）</p> <p>第二条の二 専門行政職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。</p>

一〇四 (略)

五 国土交通省航空局の航空情報管理管制運航情報官、技術管理航空管制技術官及び性能評価航空管制技術官並びに地方航空局又は航空交通管制部のシステム運用管理官、管制保安部長、航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官、航空管制技術官、航空交通管理管制官、航空交通管理管制運航情報官、航空交通管理管制技術官及びシステム管理官

六〇十二 (略)

(福祉職俸給表の適用範囲)

第十四条の二 福祉職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。ただし、教育職俸給表(二)又は医療

一〇四 (略)

五 国土交通省航空局の航空情報管理管制運航情報官及び技術管理航空管制技術官並びに地方航空局又は航空交通管制部のシステム運用管理官、管制保安部長、航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官、航空管制技術官、航空衛星運用官、航空交通管理管制官、航空交通管理管制運航情報官、航空交通管理管制技術官及びシステム管理官

六〇十二 (略)

(福祉職俸給表の適用範囲)

第十四条の二 福祉職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。ただし、教育職俸給表(二)又は医療

職俸給表の適用を受ける者を除く。

一 国立障害者リハビリテーションセンターに勤務する職員で次に掲げるもの

(1) (3) (略)

(4) 自立支援局国立保養所に勤務し、入所者の指導、心理若しくは職能の判定、訓練又は介護の業務に従事する職員で指令で指定するもの

(5) (略)

二・三 (略)

職俸給表の適用を受ける者を除く。

一 国立障害者リハビリテーションセンターに勤務する職員で次に掲げるもの

(1) (3) (略)

(4) 自立支援局国立保養所に勤務し、入所者の指導、心理の判定、訓練又は介護の業務に従事する職員で指令で指定するもの

(5) (略)

二・三 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。